

改定後	改定前
<p data-bbox="172 344 507 401">積算シリーズ ①</p> <p data-bbox="448 785 1234 852">土地改良工事等標準積算基準</p> <p data-bbox="694 974 979 1020">令和6年10月</p> <p data-bbox="676 1782 1003 1913">愛知県農業水産局 愛知県農林基盤局</p>	<p data-bbox="1528 344 1863 401">積算シリーズ ①</p> <p data-bbox="1804 785 2591 852">土地改良工事等標準積算基準</p> <p data-bbox="2071 974 2318 1020">令和5年7月</p> <p data-bbox="2033 1782 2359 1913">愛知県農業水産局 愛知県農林基盤局</p>

目 次	
(総則)	1
第1 土地改良工事積算基準等の適用基準	1
第2 数値の表示基準	7
第3 参 考 步 掛	8
1. 既設構造物取壊し	8
2. 試掘工	8
3. 軽油単価適用のための月平均使用量の算定	8
4. 推進工	9
5. 機械設備等の撤去歩掛	9
6. 調査業務打合せ歩掛	9
7. 測量業務打合せ歩掛	10
8. 設計業務（頭首工・トンネル・ポンプ場、その他）打合せ歩掛	11
9. 建物等事前（事後）調査歩掛	12
【削除】	

目 次	
(総則)	1
第1 土地改良工事積算基準等の適用基準	1
第2 数値の表示基準	6
第3 参 考 步 掛	7
1. 既設構造物取壊し	7
2. 試掘工	7
3. 軽油単価適用のための月平均使用量の算定	7
4. 推進工	8
5. 調査業務打合せ歩掛	8
6. 測量業務打合せ歩掛	8
7. 設計業務（頭首工・トンネル・ポンプ場、その他）打合せ歩掛	9
8. 建物等事前（事後）調査歩掛	10
第4 建設副産物の有効利用に関する運用方針について	11
1. 建設副産物の適正処理及び再生資材の利用について	11
2. 建設副産物の設計積算の具体的方法	19

第1 土地改良工事積算基準等の適用基準

7. 見積による採用歩掛の決定

(1) 提出された見積書の内容を十分に確認した上で、類似作業の歩掛及び過去の実績等から適当と認められる見積書の歩掛に当該年度の公共工事設計労務単価、施設機械工事等の労務単価、機械経費単価及び材料単価等を代入した合計額に対する最多頻度の価格（過半数以上が同一の価格）を採用する。

なお、最多頻度価格となる見積書で歩掛構成が異なる場合は、職種別に集計した歩掛総和の最大値を比較し、その値で最小となるものを採用する。

(2) 最多頻度価格（過半数以上が同一）が特定できない場合は、異常値の棄却（Q検定：Dixon法）を行い、異常値を棄却した後の合計額を比較し、平均価格に最も近い見積書の歩掛を採用とする。

棄却判定に用いる $r(n, 0.05)$ の値

n	3	4	5
$r(n, 0.05)$	0.941	0.765	0.642

なお、平均価格に最も近い見積書が複数ある場合は、安価な方の見積書を採用するが、複数の見積書がある場合は、職種別に集計した歩掛総和の最大値を比較し、その値で最小となるものを採用する。

第3 参 考 歩 掛

○担当記号 [工事検査 G・・・G、技術管理企画 G・・・A
かんがい排水 G・・・B、生産基盤・団体営 G・・・C
環境整備・単県 G・・・D、防災 G・・・E、機構調整 G・・・F]

5. 機械設備等の撤去歩掛…………… (E)

農林水産省「土地改良工事積算基準(施設機械)」に示される各撤去対象設備の据付工数に、下表の補正率を乗じたものを標準歩掛とする。

なお、設計技術費、据付材料費、補助材料費は計上しないこと。

(表-1) 【機械設備】

作業種別	据付工	普通作業員	電工
再使用する場合	70%	70%	70%
再使用しない場合	40%	40%	40%

(表-2) 【除塵設備、ゲート設備】

第1 土地改良工事積算基準等の適用基準

【追加】

第3 参 考 歩 掛

○担当記号 [工事検査 G・・・G、技術管理企画 G・・・A
かんがい排水 G・・・B、生産基盤・団体営 G・・・C
環境整備・単県 G・・・D、防災 G・・・E、機構調整 G・・・F]

【追加】

作業種別	据付工	普通作業員
再使用する場合	70%	70%
再使用しない場合	40%	40%

- 6. 調査業務打合せ歩掛 (B)
- 7. 測量業務打合せ歩掛 (B)
- 8. 設計業務（頭首工・トンネル・ポンプ場、その他）打合せ歩掛 (B)
- 9. 建物等事前（事後）調査歩掛 (A)

【削除】

- 5. 調査業務打合せ歩掛 (B)
- 6. 測量業務打合せ歩掛 (B)
- 7. 設計業務（頭首工・トンネル・ポンプ場、その他）打合せ歩掛 (B)
- 8. 建物等事前（事後）調査歩掛 (A)

第4 建設副産物の有効利用に関する運用方針について

（土砂等の利用と処理に関する基本的方針及び留意事項 令和4年7月6日改正の内容を掲載）

- 1. 建設副産物の適正処理及び再生資材の利用について (G)

1. 基本的方針

(1) 基本的方針

建設工事における土砂等の利用及び処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月30日付国官総第122号他）、「リサイクル原則化ルール」（平成18年6月12日付国官技第47号他）、「発生土利用基準」（平成18年8月10日付国官技第112号他）、及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に従って、現場で発生する土砂等の適正な利用の促進に努めるとともに、利用できないものについては適正に処分するものとする。

(2) 土砂等の利用順序（別添「土砂等の利用方法検討フロー図」を参照）

土砂等の利用に当たっては、原則として、経済性にかかわらず、以下に示す順序で、「2. 利用に関する留意事項」に従い利用方法を検討し、利用するものとし、新材（新規購入土砂）の利用は極力控えるものとする。

- ① 現場内利用（当該現場で発生する土砂の利用）
- ② 工事間利用（他の建設工事現場で発生する土砂の利用）
- ③ 貯留土利用※
- ④ 改良土利用
- ⑤ 再生骨材等利用（埋め戻し材等、土砂の代替として利用できる場合のみ）
- ⑥ 新材（新規購入土砂）利用

※愛知県の貯留土検索ファイルに登録されている貯留土をいう。

(3) 土砂等の処理順序（別添「土砂等の処理方法検討フロー図」を参照）

建設工事に伴い発生する土砂等の処理に当たっては、原則として、経済性にかかわらず、以下に示す順序で、「3. 処理に関する留意事項」に従い処理方法を検討し、処理するものとする。

【削除】

- ① 現場内利用（当該現場での利用）
- ② 工事間利用（他工事の現場への利用）
- ③ 貯留指定地※への搬出
- ④ 民間処分地（土質改良プラント、最終処分地を含む）への搬出

※愛知県の貯留土検索ファイルに登録されている貯留指定地をいう。

(4) 指定処分の徹底

建設発生土の搬出先の明確化を図るため、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定処分を徹底し、自由処分を行ってはならない。

(5) 積算上の対応

工事発注に際しては、建設発生土の利用及び処分に関する条件を特記仕様書に明示するとともに、運搬費、処分費等の必要な経費を適切に計上すること。

また、施工段階において当初の利用方法、処理方法が困難となり、変更の必要が生じた場合は「2. 利用に関する留意事項」、及び「3. 処理に関する留意事項」に従い適切に変更対応するものとする。

2. 利用に関する留意事項

(1) 現場内利用（当該現場で発生する土砂の利用）

- ① 建設工事における土砂の利用に当たっては、「発生土利用基準」に従い、可能な限り当該現場で発生する土砂を利用する。
- ② 当該現場内において土砂の発生時期と利用時期が合わない場合は、当該現場内または現場から10km※1の範囲内のできるだけ近傍で、一時仮置きできるストックヤード※2が確保できれば、仮置きして利用するものとし、仮置きによる現場内利用ができなければ(2) 工事間利用を検討する。
- ③ 土質等が利用用途に合わない場合は、原則として、当該現場内※3で所要の土質等に改良を行うことが可能※4であれば、土質改良※5して利用する※6ものとし、土質改良による現場内利用ができなければ(2) 工事間利用を検討する。

【補足説明】

※1 現場で発生する土砂はできるだけ現場で利用するという排出抑制の観点、及び一定の経済性を考慮し、10km以内とする。

※2 一時仮置きできるストックヤードは、事業用地や請負業者の土場、資材置場の他、一時仮置き目的の借地によるものを含む。仮置きが可能かどうかはストックヤード周辺の環境への影響も考慮して判断する。

※3 現場で発生する土砂の発生抑制、有効利用の観点から土質が合わない場合は土質改良をしてでも利用することが望ましい。現場外で土質改良する方法もあるが、当面、当該現場内で土質改良が可能な場合のみ土質改良して利用することとする。ただし、別に理由がある場合は一定の経済性を考慮のうえ、現場外で土質改良して利用することができることとする。

※4 土質改良ができる作業ヤードの確保、及び土質改良作業による周辺環境への影響を考慮して判断する。

※5 含水比低下（水切り、天日乾燥、良質土混合）、粒度調整（ふるい選別、良質土混合）、安定処理等により所要の品質等を満たす土砂に改良することをいう。

※6 土質改良して利用する際は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（平成13年4月20日国官技第16号他）により六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する。また、これに必要な試験費用等の経費は適切に計上する。（セメント及びセメント系固化材とはセメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランド

【削除】

セメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいう)

(2) 工事間利用 (他の建設工事現場で発生する土砂の利用)

- ① 当該現場で発生する土砂が利用できない場合は、「リサイクル原則化ルール」に従い、当該現場から50kmの範囲内のできるだけ近傍で、他の建設工事現場(民間建設工事※1を含む)で発生する土砂があれば、受入時期、土質等を考慮したうえで、これを利用する。
- ② 土砂利用量が500m³以上の工事※2については、原則として、(一財)日本建設情報総センター(JACIC)が運営している建設発生土情報交換システム(以下「システム」という)に登録し、システムにより他の建設工事現場で発生する土砂を検索し、できるだけ調整のうえ、これを利用する。
- ③ 土砂利用量が500m³未満の工事※3でも必要があれば、システムを利用して検索する。また、システム以外であっても他の建設工事現場(民間建設工事を含む)で発生する土砂の工事間利用が調整できた場合はその土砂を利用することができる。
- ④ 他の建設工事現場における土砂の発生時期と当該現場における利用時期が合わない場合は(1)－②に準じた仮置きによる工事間利用を、土質等が利用用途に合わない場合は(1)－③に準じた土質改良による工事間利用を行うものとし※4、仮置きまたは土質改良による工事間利用ができない場合は(3)貯留土利用を検討する。

【補足説明】

- ※1 民間建設工事からの利用の場合は、土質や土壌環境基準等、品質に十分留意するとともに民間建設工事側と十分な調整を行い利用する。民間建設工事の建設発生土の情報は、建設発生土の官民有効利用マッチングシステムを利用して検索する。
- ※2 毎年度、実施している公共工事土量調査(中部地方建設副産物対策連絡協議会として実施している建設発生土等の搬出入状況調査)においては、原則として、500m³以上の土砂搬入工事は建設発生土情報交換システムへの登録対象になっている。
- ※3 500m³未満の土砂搬入工事は登録対象にはなっていないが、必要があればシステムを利用して検索する。
- ※4 工事間利用において他の建設工事現場で発生する土砂を探す際は、当該工事において現場内または現場から10kmの範囲内で仮置きできるか、または当該現場内で土質改良を行うことができるかについても検討する。時期調整または土質改良を考慮したうえで、他の建設工事現場で発生する土砂を探し、可能であれば、工事間利用を行う。

(3) 貯留土利用

- ① 工事間利用ができない場合は、愛知県の貯留土検索ファイルを利用して検索し、当該現場から20km※1の範囲内に貯留土があれば、土質等を考慮したうえで、これを利用※2する。
- ② 貯留土の土質等が合わない場合や貯留土がない場合など、貯留土の利用ができない場合は(4)改良土利用を検討する。

【補足説明】

- ※1 現在、貯留土の利用範囲として運用されている20kmの範囲内とする。(「平成11年10月6日付土管台424号「建設発生土の有効利用について(通知)」より)
- ※2 貯留土を利用する場合は、貯留土単価(現着単価)を設計書で計上する。

(4) 改良土利用 (建設汚泥処理土の利用を含む)

【削除】

- ① 貯留土の利用ができない場合は、当該現場から50km※1の範囲内に土質改良プラントで製造される改良土または再資源化施設で製造される建設汚泥処理土があれば、土質等を考慮したうえで、これを利用する※2。ただし、埋め戻し材※3として利用する場合は当該現場から20km※4の範囲内とする。
- ② ①の範囲内で利用用途に合う改良土または建設汚泥処理土がない場合は(5)再生骨材等利用を検討する。
- ③ 利用用途に合う改良土、建設汚泥処理土が複数ある場合は、経済性を考慮して選定する。
- ④ 平成14年7月10日付事務連絡に従い、下記の対象地域においては名古屋西部ソイルリサイクル(株)の改良土を優先して利用する。

(対象地域)

- ・ 海部建設事務所管内全域
- ・ 尾張建設事務所管内の一部
(名古屋市内、清須市内、北名古屋市内)
- ・ 一宮建設事務所管内の一部
(一宮市内の名神高速道路より南側、稲沢市内)

【補足説明】

※1 リサイクル原則化ルールにおける建設発生土、建設汚泥処理土と同様の扱いとし、50kmの範囲内とする。

建設工事に伴い発生する土砂等の有効利用促進のため、新材利用はできるだけ避ける必要があり、現場内利用、工事間利用、貯留土利用ができない場合は、50kmの範囲内で利用用途に合う改良土があれば利用することとしている。しかし、改良土利用については相応の費用となるため、安易に改良土利用とするのではなく、でき得る限り前段の現場内利用、工事間利用、貯留土利用を検討した上でやむを得ない場合に改良土利用とする。

※2 セメント及びセメント系固化材等を使用した改良土を利用する場合は、(1)現場内利用の補足説明※6のとおりとする。

※3 管路基礎材を含む。

※4 建設工事に伴い発生する土砂等の有効利用促進を図るため、改良土も含め建設工事で発生した土砂をできるだけ利用することが望ましいが、埋め戻し材としては他に再生骨材等の利用が考えられ、ケースによっては再生骨材等の方が経済的となることもある。このため、埋め戻し材として利用する場合には、改良土の利用を優先とするものの、一定の経済性も考慮し、貯留土利用と同様の20kmの範囲内で改良土を利用することとする。

(5) 再生骨材等利用(埋め戻し材等、土砂の代替として利用できる場合のみ)

- ① 改良土の利用ができない場合は、「リサイクル原則化ルール」に従い、当該現場から40kmの範囲内に再資源化施設で製造される再生骨材等(再生クラッシュラン、再生砂※1等(建設汚泥処理土は除く))があれば、利用用途に要求される品質等を考慮したうえで、これを利用する。
- ② 利用用途に合う再生骨材等が複数ある場合は、経済性を考慮して選定する。

【補足説明】

※1 再生コンクリート砂については「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について」(平成19年10月11日付国官技第181号他)により、特定の箇所で使用する際には六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する。また、これに必要な試験費用等の経費は適切に計上する。

【削除】

(6) 新材（新規購入土砂）利用

- ① (1)～(5)のいずれも利用できない場合は、やむを得ず新材（新規購入土砂）を利用するものとする。この場合、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」第9条により、「リサイクル阻害要因説明書」を作成しなければならない。

3. 処理に関する留意事項

(1) 現場内利用（当該現場での利用）

- ① 建設工事に伴い発生する土砂等については、「発生土利用基準」に従い、可能な限り当該現場で利用する。
- ② 当該現場内において土砂の発生時期と利用時期が合わない場合または土質等が利用用途に合わない場合は、2. (1) 現場内利用における②時期が合わない場合、③土質等が合わない場合と同じ扱いとし、現場内利用ができなければ(2) 工事間利用を検討する。

(2) 工事間利用（他の建設工事現場への利用）

- ① 当該現場での利用ができない場合は、「リサイクル原則化ルール」に従い、当該現場から50kmの範囲内のできるだけ近傍で、土砂を必要とする他の建設工事現場（民間建設工事を含む）※1があれば、利用側と受入時期、土質等を調整したうえで、その工事現場へ搬出する※2。
- ② 土砂搬出量が1,000 m³以上の工事※3については、原則として、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が運営している建設発生土情報交換システム（以下「システム」という）に登録し、システムにより土砂を必要とする他の建設工事を検索し、できるだけ調整のうえ、その現場へ搬出する。
- ③ 土砂搬出量が1,000 m³未満※4の工事でも必要があれば、システムを利用して検索する。また、システム以外であっても土砂を必要とする他の建設工事（民間建設工事を含む）と工事間利用が調整できた場合はその現場へ搬出することができる。
- ④ 受入時期、土質等の調整が困難で、工事間利用ができない場合は、(3) 貯留指定地への搬出を検討する。

【補足説明】

- ※1 他の建設工事については公共工事を優先とする。民間建設工事の建設発生土の情報は、建設発生土の官民有効利用マッチングシステムを利用して検索する。
- ※2 利用側が受入時期調整のために一時仮置きして利用する場合、土質調整のために土質改良して利用する場合は、一時仮置きまたは土質改良を行うストックヤードへ搬出する。ストックヤードは当該現場から50kmの範囲内とする。
- ※3 毎年度、実施している公共工事土量調査（中部地方建設副産物対策連絡協議会として実施している建設発生土等の搬出入状況調査）においては、原則として、1,000 m³以上の土砂搬出工事は建設発生土情報交換システムへの登録対象となっている。
- ※4 1,000 m³未満の土砂搬出工事は登録対象にはなっていないが、必要があればシステムを利用して検索する。

(3) 貯留指定地への搬出

- ① 工事間利用ができない場合は、愛知県の貯留土検索ファイルを利用して検索し、当該現場から20km※1の範囲内に貯留指定地があり、搬出する土砂等の土質区分※2が第1種～第3種建設発生土であれば、貯留指定業者※3と調整のうえ、貯留指定地へ搬出※4する。
- ② 貯留指定地がない場合や貯留指定業者との調整がつかず、貯留指定地への搬出ができない場合は民間処分

【削除】

地（土質改良プラント、最終処分地を含む）へ搬出する。

【補足説明】

- ※1 貯留土の利用範囲として運用されている20kmを準用する。
- ※2 「発生土利用基準」の土質区分基準により区分された発生土の土質区分。
- ※3 愛知県に貯留指定地として登録された土地を保有する業者をいう。
- ※4 貯留指定地へ搬出する場合は、「建設発生土処理費」を設計書に計上する。

(4) 民間受入地（土質改良プラント、最終処分地を含む）への搬出

- ① 貯留指定地への搬出ができない場合は、土質改良プラントや最終処分地を含め、民間受入地※1へ搬出する。
- ② 民間受入地については、関係法令に基づく許可書等により適正な受入地であることを確認した上で搬出する。

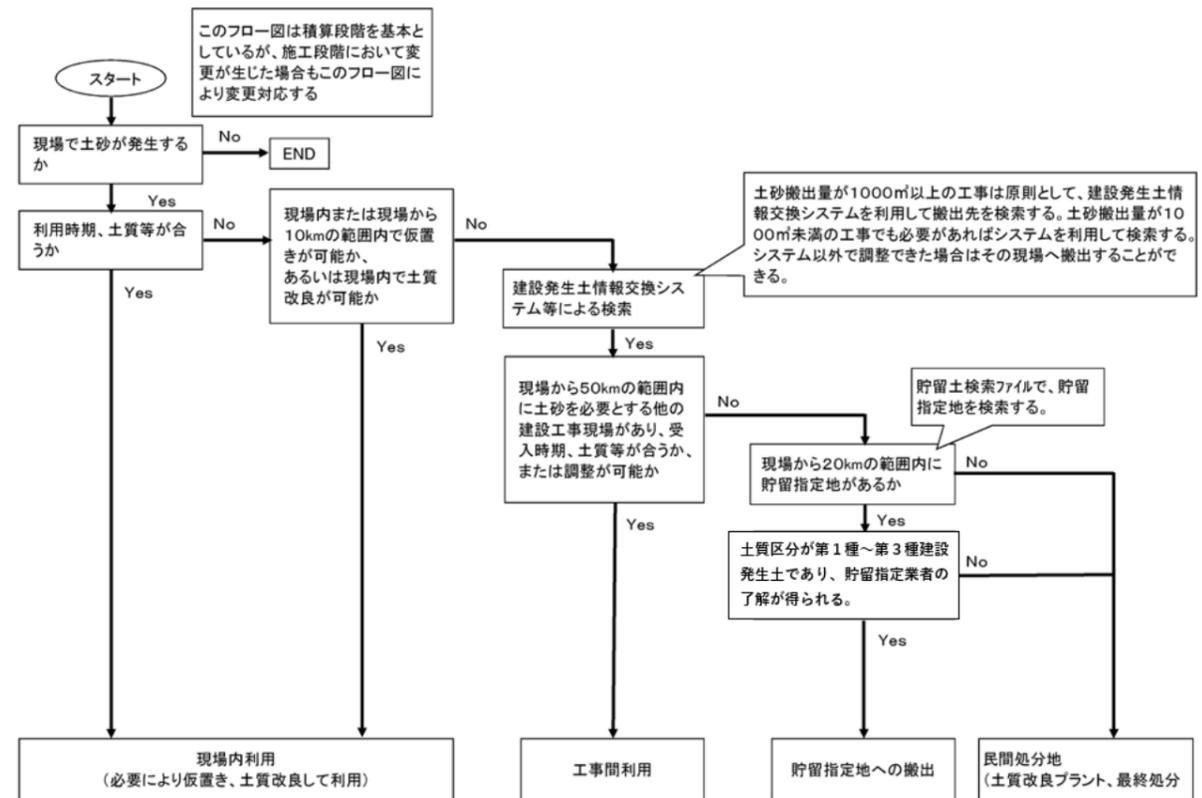
【補足説明】

※1 採石場・砂利採取跡地等復旧事業や最終処分場の覆土など、準有効利用となる受け入れ先への搬出を優先とする。

改正履歴

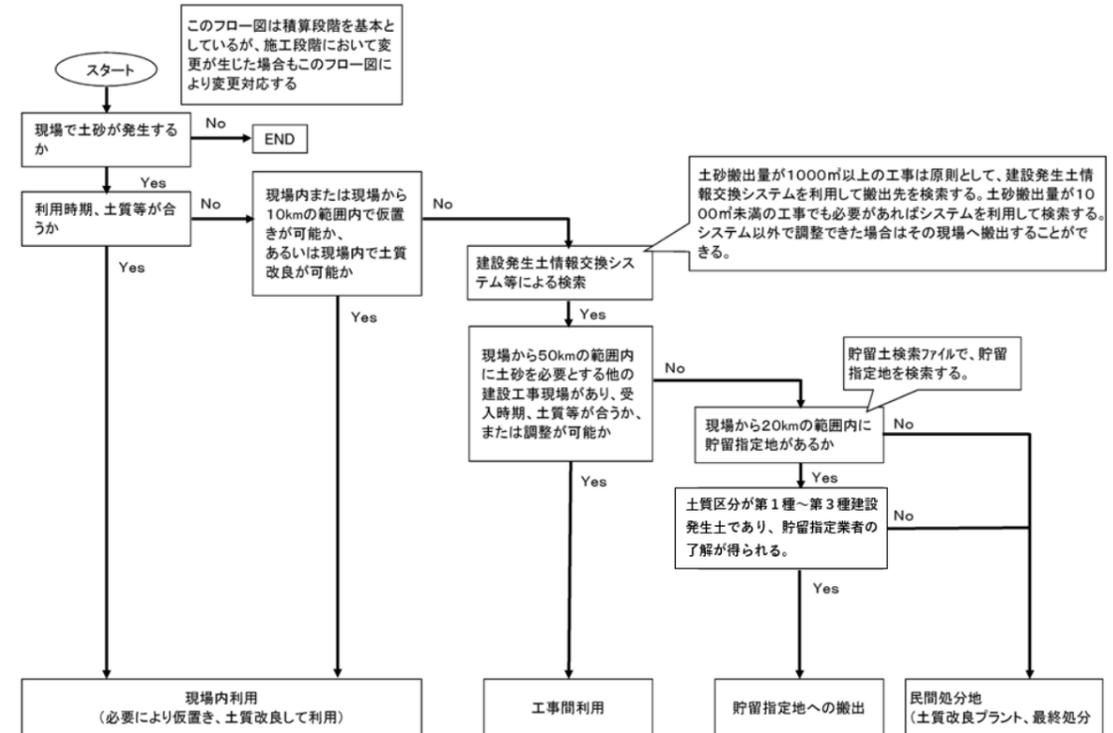
平成20年 2月21日 制定
平成25年 4月 1日 改正
令和 4年 7月 6日 改正

土砂等の処理方法検討フロー図



【削除】

土砂等の処理方法検討フロー図



2. 建設副産物の設計積算の具体的方法 (G)

「建設副産物の適正処理及び再生資材の利用について」の設計積算の具体的事項を定める。

1. 土砂等の利用

(1) 積算と設計書の表示

① 現場内利用の場合

- ア. 工事現場の工程等で、一時仮置きが必要となる場合、借地料・押土整地等を計上することができる。
- イ. 土質改良の場合は、金抜設計書に土質改良方法、数量を明記する。

② 工事間利用の場合

- ア. 他の建設工事現場で発生する土砂を指定する場合

金抜設計書に「工事間利用土」と明示し、特記仕様書に搬出元の位置・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の土砂が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

また、搬出元の現場条件で、一時仮置に必要な借地料・押土整地等、当該工事で必要とする費用を計上することができる。

- イ. 設計時に指定することが困難な場合（事前協議で確定されないとき）

事前協議等で搬入が見込まれる場合は、当該工事で必要とする費用を計上し、工事契約後決定した事項により設計変更をする。

この場合、金抜設計書に暫定運搬距離を明記し、「暫定工事間流用土」と明示し、併せて特記仕様書に必要条件と設計変更する旨を明示する。

③ 貯留土利用の場合

【削除】

ア. 建設局が公表している「設計単価表（公表用）」の貯留土を計上する。

この場合、金抜設計書に「搬入貯留土」、特記仕様書に貯留土指定地の位置・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の土が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

イ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上する。

④改良土利用の場合

ア. 処理施設の実態にあった費用（改良土・運搬費等）を計上する。

この場合、金抜設計書に「改良土」と明示し、特記仕様書に改良土の位置・実運搬距離・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の土が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

⑤再生骨材等利用の場合

ア. 土砂の代替として利用可能な場合は再生骨材等を利用する。

共通単価にない材料は処理施設の実態にあった費用を計上する。この場合、金抜設計書に再生骨材等の材料を明示し、特記仕様書に再生骨材等の位置・実運搬距離・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の材料が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

2. 残土の処理（「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」の適用外）

（1）積算と設計書の表示

① 現場内利用の場合

ア. 前述の1. 土砂等の利用、（1）積算と設計書の表示① 現場内利用の場合と同様とする。

② 工事間利用の場合

ア. 搬出先の建設工事現場を指定する場合

金抜設計書に「工事間搬出土」と明示し、特記仕様書に搬出先の位置・実運搬距離・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、搬出先の条件等で、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

また、当該工事で掘削から運搬工程までの費用を計上するが、搬出先の現場条件で、一時仮置に必要な借地料・押土整地等、必要とする費用を計上することができる。

イ. 設計時に指定することが困難な場合（事前協議で確定されないとき）

事前協議等で搬出が見込まれる場合は、搬出先の現場条件で、当該工事で必要とする費用を計上し、工事契約後決定した事項により設計変更をする。

この場合、金抜設計書に「暫定工事間搬出土」と明示し、併せて特記仕様書に必要条件と設計変更する旨を明示する。

ウ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上することができる。

③ 貯留土指定地への搬出の場合

ア. 建設局単価の「建設発生土処理費」を計上する。

この場合、金抜設計書に「搬出貯留土」、特記仕様書に貯留土指定地の位置・実運搬距離・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、貯留指定業者との調整で、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

また、当該工事で掘削から運搬工程まで必要とする費用を計上するが、押土整地費用は原則として計上しない。

【削除】

イ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上する。

④ 民間処分地への搬出の場合

ア. 金抜設計書に「搬出土」、特記仕様書に搬出先の位置・実運搬距離・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、受入業者との調整で、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

イ. 必要に応じて建設局単価の「建設発生土処理費」、又は「処理料・投棄料」が設定してある再生工場・処分場の場合はその「処理料・投棄料」を計上し、土量を明示する。

なお、当該工事で掘削から運搬工程まで必要とする費用を計上するが、「建設発生土処理費」や「処理料・投棄料」を計上する場合、押土整地費用は原則として計上しない。

ウ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上する。

エ. 設計時に処分地を確保することが困難な場合

暫定的に運搬距離を定め計上し、請負業者と契約の後、決定した処分地までの実運搬距離を設計運搬距離として変更する。

この場合、金抜設計書に「暫定搬出土」、特記仕様書に必要条件と設計変更する旨を明示する。

3. 建設汚泥を処理する場合（「廃棄物処理法」の適用）

(1) 積算と設計書の表示

① 土質改良施設に搬入し、処理する場合は、必要な運搬費及び見積等により処理費を計上する。

この場合、金抜設計書に「土質改良施設処理」、特記仕様書に処理施設の位置・運搬距離・土量・土質等必要条件を明記する。

4. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の処理（「廃棄物処理法」及び「建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）」の適用）

(1) 積算と設計書の表示

① 再生工場又は最終処分場を指定する場合

ア. 再生工場又は最終処分場までの実運搬距離を計上し、処理料又は投棄料を計上する。

5. 特記仕様書等の記載例

特記仕様書等の記載例については、平成14年5月30日付、14農総第213号（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う事務手続き等について）及び215号（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続きについて）及び平成22年3月11日付21農検第771号（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う事務手続きについて）の通知による。

6. その他、設計積算上の注意事項

次の事項については、事業担当と十分協議したうえで設計計上を検討すること。

(1) 指定処分地における必要最小限の土留工、排水工等の設置費

(2) その他記載内容により難しい事項